

苫小牧港シンボリックモニュメントロゴマーク 「PORT OF TOMAKOMAI」の使用マニュアル

令和6年4月25日

（趣旨）

第1条 この使用マニュアルは、苫小牧港シンボリックモニュメントロゴマーク「PORT OF TOMAKOMAI」（以下「PORT OF TOMAKOMAI」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要なルールを定める。

（使用目的）

第2条 苫小牧港のイメージアップや振興などに寄与する場合にのみ使用することができる。

（使用できるもの）

第3条 「PORT OF TOMAKOMAI」は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、営利・非営利を問わず使用することができる。

- (1) 苫小牧港・苫小牧市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を苫小牧港管理組合が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) その他、使用目的が不相当であると苫小牧港管理組合が認めるとき

（使用の手続き）

第4条 「PORT OF TOMAKOMAI」を使用する者（以下、「届出者」という。）は、使用する5営業日前までに、使用届出書（別紙様式第1号）に使用目的などを記入し、必要な書類を添付して苫小牧港管理組合に届出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、届出の手続き無く、使用することができる。

- (1) 個人的に又は家庭内など限られた範囲内において使用するとき
- (2) 報道関係機関が報道目的で使用するとき
- (3) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用するとき
- (4) 官公庁が使用するとき
- (5) その他、苫小牧港管理組合が必要と認めるとき

（使用期間）

第5条 「PORT OF TOMAKOMAI」の使用期間は、届出があった日の5営業日後からその年度の3月31日までとする。ただし、届出者または、苫小牧港管理組合のどちらかからの延長しない旨の申し出がない限り、本届出期間は自動的に1年間延長するものとする。

（使用料）

第6条 「PORT OF TOMAKOMAI」の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 届出者は、使用するデザインについて、別に定める使用ガイドラインを遵守するものとする。

2 届出者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること
- (2) 苫小牧港管理組合から使用状況の調査などに関する要請があった場合、要請に応じること
- (3) 届出者の責任において、ロゴマークを使用する形態に応じた遵守すべき法令その他の定めを調査し、及びこれらを遵守すること
- (4) 苫小牧港管理組合または第三者に損害を与えないこと

（使用の取消）

第8条 届出者が次の各号にあたる場合は、苫小牧港管理組合は使用中止通知書（別紙様式第2号）により、使用中止を求めることができる。この場合において、届出者に損害が生じても、苫小牧港管理組合は、その責めを負わない。

- (1) 第3条に該当することが判明したとき
- (2) 第7条に定める事項を遵守しなかったとき
- (3) 別紙様式第1号の記載内容に虚偽が認められたとき
- (4) その他、苫小牧港管理組合が認めたとき

（使用届出内容の変更）

第9条 届出者が届出した内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用変更届書（別紙様式第3号）を苫小牧港管理組合に提出しなければならない。

（経費等の負担）

第10条 苫小牧港管理組合は、このマニュアルによる届出などの申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第11条 苫小牧港管理組合は、「PORT OF TOMAKOMAI」の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 届出者は、「PORT OF TOMAKOMAI」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、苫小牧港管理組合に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 届出者は、「PORT OF TOMAKOMAI」の使用に際して故意又は過失により苫小牧港管理組合に損害を与えたときは、これによって生じた損害を苫小牧港管理組合に賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、「PORT OF TOMAKOMAI」の取り扱いについて判断しがたい事案が発生した場合は、苫小牧港管理組合の指示に従う。

様式第 1 号

年 月 日

「PORT OF TOMAKOMAI」使用届出書

苫小牧港管理組合 管理者
 苫小牧市長 岩倉 博文 様

(届出者) 住所 〒 -

名称
 代表者名

「PORT OF TOMAKOMAI」を使用したく、苫小牧港シンボリックモニュメントロゴマーク「PORT OF TOMAKOMAI」の使用マニュアル第 4 条により下記のとおり、届け出いたします。

名 称		
使 用 目 的		
具体的な内容 (名称・数量・サイズ・販売価格等を記載してください。)		
使用(販売)場所		
届 出 者	住所	
	代表者名	
	担当者名	
	電話/FAX	
	メールアドレス	

< 添付書類 >

- 1 会社概要等の事業内容がわかる資料
- 2 「PORT OF TOMAKOMAI」の使用状況がわかる完成見本等（販促物を含む）
- 3 その他市長が必要と認めたもの

以上

様式第 2 号

年 月 日

「PORT OF TOMAKOMAI」使用中止通知書

<届出者名称>

<代表者名> 様

苫小牧港管理組合 管理者
苫小牧市長 岩倉 博文
(公 印 省 略)

年 月 日付けで届出のあった申請について、苫小牧港シンボリックモニュメントロゴマーク「PORT OF TOMAKOMAI」の使用マニュアル第 8 条の規定により、使用中止を求めることを下記のとおり、通知いたします。

記

名 称		
届 出 者	住所	
	代表者名	
	担当者名	
	電話/FAX	
	メールアドレス	

以上

様式第 3 号

年 月 日

「PORT OF TOMAKOMAI」使用変更届

苫小牧港管理組合 管理者
 苫小牧市長 岩倉 博文 様

(届出者) 住所 〒 -

名称
 代表者名

年 月 日付けで提出した申請について、苫小牧港シンボリックモニュメントロゴマーク「PORT OF TOMAKOMAI」の使用マニュアル第 9 条の規定により届出内容の変更がありますので、下記のとおり、届け出いたします。

名 称		
届 出 者	住所	
	代表者名	
	担当者名	
	電話/FAX	
	メールアドレス	
変 更 理 由 及 び 変 更 箇 所		

< 添付書類 >

- 「PORT OF TOMAKOMAI」の使用状況がわかる完成見本等（販促物を含む）
- その他苫小牧港管理組合が必要と認めたもの

以上